

令和3年第8回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和3年8月16日(月) 午前8時51分～午前9時32分
- 2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室
- 3 出席委員 (12人)

会 長	11番	木 立 康 行			
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文			
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番	今 隆 俊	
	3番	石 澤 孝 知	4番	長 内 康 之	
	5番	木 村 功	6番	高 橋 英 子	
	7番	工 藤 勝 彦	8番	大 平 成 年	
	9番	工 藤 元 伸	12番	佐 藤 国 雄	
- 4 欠席委員 (1人) 13番 佐 山 秀 夫
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)
- 7 議事参与の制限委員 (1人) 2番 今 隆 俊
- 8 付議案件

報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

議案第30号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第31号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第32号 農用地利用集積計画の決定について

議案第33号 下限面積(別段の面積)の設定について

議案第34号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第35号 黒石市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について
- 9 事務局職員

事務局長	中 田 憲 人
事務局長補佐	大 溝 恵 水
農政農地係長	福 士 博 幸
主 査	櫻 田 一 久
主 事	工 藤 慎 也

中田事務局長	定刻前ですが、全員お揃いですので、会議を始めさせていただきます。 本日は、13番佐山秀夫委員から欠席の連絡が入っております。 それでは、会議規則第4条の規定により会長に議長を務めていただき、会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
議長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議長	ただいまから、令和3年第8回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が12人で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委員	「議長一任」の声
議長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、1番佐藤陽介委員、12番佐藤国雄委員にお願いします。 書記には事務局の大溝補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第19号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
工藤主事	報告第19号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和3年7月受理分は、相続が2件、総面積42,359㎡、田が14筆19,711㎡、平畑が4筆7,707㎡、樹園地が9筆14,941㎡となっております。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。

	次の議案第30号につきましては、2番今隆俊委員が審議対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (今隆俊委員退席) それでは、議案第30号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
櫻田主査	議案第30号は、農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容については、別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号1番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、三島字宮元、登記地目、田、現況地目、畑、となっております。 面積は、5,699㎡のうち1,061.11㎡であり、農業用施設用地として、籾殻保管用パイプハウス、従業員休憩所および駐車場用地として、賃貸借権を設定し、利用したいとのことです。 この場所は、第1種農地ではありますが、不許可の例外のうち、農業用施設として指定用途に供されるものに該当しますので、問題ないものと思われます。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の確認を行った委員より報告があります。 現地調査は、コロナ禍により感染予防対策のため、事前に事務局で撮影してきた現地の写真及び職員による状況説明で実施しました。 以上です。
議長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の確認を行った12番佐藤国雄委員に報告をお願いします。
佐藤国雄委員	今回申請があった農地について、去る8月5日、工藤元伸委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、8月4日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取りしたこと、並びに申請書及び添付書類等の審査した結果を報告します。 受付番号1番は、個人農業用施設用地として利用するものです。 場所は、六郷小学校から北西へ約500mに位置しております。 申請の理由について聞き取りしたところ、申請者は同敷地内で農業を行っており、籾殻保管用パイプハウスや、従業員の休憩所および駐車場が必要となったため、この用地を選定するに至ったとのことです。 営農するのに必要な従業員の駐車場として、今年の4月頃に敷地を整備したところ、200㎡以上を農地以外に利用する場合は、農地法の許可が必要であることを知ったということです。 現在、違法状態であり、是正したいとのことで、顛末書も添付され寛大な処置をお願いする旨、記載されております。

		周辺の農地への被害防止策としては、休憩所に設置されるトイレや手洗い場の生活雑排水は、合併浄化槽で処理後、周辺の水路に放流することとし、雨水は自然浸透させること、また、盛土は安定勾配を施した法面にすることにより、土砂流出防止を図るとのことです。 以上、今回の申請について、聞き取り及び現地の確認を行い、申請内容等を審査した結果、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することで周辺の農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないものと考えられます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第30号は原案のとおり決定いたします。 (今隆俊委員指定席に着く) 次に議案第31号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
櫻 田 主 査		議案第31号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙6ページから説明いたします。 受付番号8番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、浅瀬石字山元、登記地目は田、現況地目は田、となっております。 面積は、1,648㎡のうち1,485㎡であり、露天資材置場用地として取得し、利用したいとのことです。 農地区分では、第1種農地に該当しますが、不許可の例外である、既存の施設の拡張に該当し、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、農地法第4条申請の現地調査と同様の方法で現地の確認を行った委員より報告があります。 以上です。
議	長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の確認を行った12番佐藤国雄委員に報告をお願いします。

佐藤国雄委員	今回申請があった農地について、去る8月5日、工藤元伸委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、8月4日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取りしたこと、並びに申請書及び添付書類等の審査した結果を報告します。 受付番号8番は、露天資材置場用地として取得し利用するものです。 場所は、旧浅瀬石小学校から東南東へ約1,600mに位置しており、周辺は事業用資材置場および浅瀬石川、道路をはさんで田畑となっております。 申請の理由について聞き取りしたところ、申請者は建設業を営み、申請地の隣地が事業用資材置場となっており、業務拡大に伴い、資材置場用地が必要となったことから、一体利用できれば利便性が高いため、この用地を選定するに至ったとのことです。 周辺の農地への被害防止策としては、雨水は地下浸透させることとし、周囲は安定勾配を施した法面とすることにより、土砂流出防止を図るとのことです。 以上、今回の申請について、聞き取り及び現地調査を行い、申請内容等を審査した結果、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することで周辺の農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第31号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第32号につきましては、佐藤仁推進委員が審議対象となっておりますので、議事参与の制限の例により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (佐藤仁推進委員退席) それでは、議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
櫻 田 主 査	議案第32号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が1件、所有権移転が3件です。 別紙8ページから説明いたします。 (1) 賃借権設定です。

	受付番号103番は、農地中間管理事業による新規設定となっております。追子野木二丁目の田、2,840㎡を10a当たり16,000円で期間は10年です。 (2) 所有権移転です。 受付番号37番は、浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、1,576㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号38番は、豊岡字狼森の畑、913㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号39番は、上十川字北原四番の樹園地2筆合計1,649㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第32号は原案のとおり決定いたします。(佐藤仁推進委員指定席に着く) 次に、議案第33号「下限面積(別段の面積)の設定について」を議題いたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	議案第33号は、農地法第3条第2項第5号で定める下限面積(別段の面積)の設定について、審議を求めるものであります。 別紙で説明いたします。 11ページをご覧ください。 令和3年度の下限面積の設定についてです。 方針は、現行の下限面積である50aの変更は行いません。 理由としては、2020年農林業センサスにおいて、市内の農家で50a未満の農地を耕作している農家が14.9%で、全農家の40%を超えておらず、農地法施行規則第17条第1項第3号で定める基準に該当しないためです。 続きまして、令和3年度別段面積の設定、空き家に付随した農地についてです。 方針は、現行の空き家に付随した農地に限定した別段の面積である1㎡の変更は行いません。 設定区域は、弘前圏域空き家・空き地バンクに登録された空き家に付随した

	農地で、事前に農業委員会が一筆ごとに指定した農地です。 理由としては、空き家に付随する農地の取得に際し、障害となっている下限面積を引き下げることによって農地の取得を容易にし、農地付き空き家の有効活用を図ることにより、新規就農や定住促進への寄与と、遊休農地の解消へつなげるためです。 以上です。
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	今の下限面積について、新しい農業委員の方にもわかるように、もう一度内容の説明をお願いします。
福士係長	下限面積というのは、経営面積があまりに少ないと、生産性が低く、安定した農業経営を効率的に継続して行えないことが想定されることから、農地取得後の経営面積が、一定以上にならないと許可できないとする面積の下限です。 下限面積は、農地法により都府県は50aと定められておりますが、地域の実情により変更できることになっております。当市では、50a未満の農地を耕作している農家が14.9%で、大半が50a以上の農家です。従いまして、農地法で定められている50aの変更は行わないこととします。 また、空き家に付随した農地の別段面積については、空き家バンクに登録された空き家と付随した農地を、セットで取得する場合に限って、下限面積を引き下げるものです。これは、新規参入者や定住希望者がいるときに、下限面積が50aのままだと、空き家は取得できるが農地は取得できないといったケースが発生するため、空き家の取得と農地の有効活用を促進するために、空き家に付随した農地に限定して別段の面積を設定するものです。
議長	よろしいですか。ほかに質問ございませんか。
委員	「なし」の声
議長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第33号は原案のとおり決定いたします。 次に、議案第34号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福士係長	議案第34号は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、黒石市長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものであります。 内容について、別紙で説明いたします。

	13ページをご覧ください。 受付番号4番は、変更区分、農振農用地区域外から農用地に編入するものです。 農地の所在は、赤坂字宮元、登記地目は畑、現況は樹園地であり、3筆合計2,918㎡です。 受付番号5番は、変更区分、農振農用地区域外から農用地に編入するものです。 農地の所在は、境松字村井、登記地目は田、現況は平畑であり、2筆合計4,414㎡です。 農業振興地域内の農用地としての編入でありますので、農地として利用することであれば、問題ありません。 なお、申請地の詳細については、農地法第4条申請の現地調査と同様の方法で現地の確認を行った委員から報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請地の現地確認を行った、12番佐藤国雄委員に報告をお願いします。
佐藤国雄委員	今回、農振農用地区域外からの編入にかかる2件の申請について、去る8月5日 工藤元伸委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、事前調査で撮影された現地の写真及び職員からの状況説明、並びに変更申出書及び添付書類等の審査した結果を報告します。 受付番号4番です。 14ページをお開きください。 図面番号4に示しておりますが、申請地は、黒石特別養護老人ホームから北東側約250mに位置しております。 申請地の現況は、りんご畑で、周辺の状況は、東側、北側は樹園地、南側、西側は宅地となっております。 現在もりんご畑として利用されており、果樹経営支援対策事業を活用し、改植するとのことです。 受付番号5番です。 15ページをお開きください。 図面番号5番に示しておりますが、黒石厚生病院から南西側約250mに位置しております。 申請地の現況は平畑であり、周辺の状況は、一帯が田または畑です。 今後、りんご畑として利用したいとのことで、果樹経営支援対策事業を活用し、新植するとのことです。 以上、この2件の申請においては、今後も農用地として有効利用されることが見込まれ、農振農用地に編入することに問題ないものと考えられます。 ただ、受付番号5番につきましては、隣地がアスパラガスの畑になっており、りんごの薬剤散布時に葉が飛散しないか懸念されるため、どういう状況であるか事務局から説明をお願いします。

	以上です。
福 士 係 長	今回は、りんごの改植事業を実施するための編入となります。隣地では、アスパラガス等の野菜が栽培されており、りんごの薬剤散布・防除における農薬の飛散が営農の支障となります。 りんごと野菜では、収穫時期、農薬や薬剤の散布時期に違いがあり、野菜栽培農家からすれば、りんごの防除での農薬飛散の影響が懸念されると思われます。 農業振興地域外から農用地への編入では、農用地として利用することでの同意書を得る必要がなく、また、規制がないということで農林課から確認を得ております。 従いまして、営農上では、支障が出ることが懸念されるところですが、農用地としての編入に問題はない、ということになります。しかし、隣地で営農する農業者間であらかじめ話し合いをする等調整が必要になり、その点につきましては担当課に申し添えいたします。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第34号は原案のとおり決定いたします。 次に、議案第35号「黒石市農業委員会『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第35号は、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に定める、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、審議を求めるものです。 農業委員会等に関する法律により、農業委員会の活動・業務では、農地等の利用の最適化の推進が、最も重要な必須事務として明確に位置付けられました。 当農業委員会では、農地等の利用の最適化の推進に関する指針は、平成30年12月に策定され、改選期である3年ごとに見直すこととなっておりますので、今回、検証し、見直しをするものです。 内容については、要約して説明いたします。17ページをお開きください。 第1 基本的な考え方です。 国の政策目標は、2018「農林水産業・地域の活力創造プラン」において「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされました。 当市では、平地と中山間地があり、中山間地では、果樹を中心とした地域が

多く、また、遊休農地の発生が懸念されること、平地では土地利用型の稲作が多いといった特徴があります。

それぞれ異なる営農ではありますが、地域の特徴を生かしながら、農地中間管理事業の活用等により農地の利用集積を図り、また、遊休農地の発生防止・解消をすることにより、農地等の利用の最適化の推進をする、といったことが、基本的な考え方となっております。

次のページ、第2の具体的な推進方法 からは、別紙参考資料、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の評価・検討表で説明いたします。

1 ページ目です。

2018年と2021年の現状を比較しております。

1の(1) 遊休農地の解消目標です。

2021指針 現状では、管内の農地面積3,510haのうち、遊休農地は296.3ha、割合は8.4%となりました。2018年に比べ37ha、増減率では、14.1%の増となっており、増加傾向にあります。

管内の農地面積は120ha減少しておりますが、原因としては、非農地判断のほか、農地転用、土地収用事業、その他の要因によります。

遊休農地は、立地や傾斜地などの発生原因から、解消の目途が立たないため、今後、84.5haの非農地判断を進め、遊休農地の解消を進めます。

2. 担い手への農地集積集約化についてです。

担い手への集積面積は、2021年では2,095haで49haの増、集積率59.7%、2.4%の微増となりました。

2027年の目標が集積率70%であることから、さらなる利用調整活動が必要となります。

次のページです。

参考 担い手の育成・確保です。

2020年農林業センサスの数値では、総農家数は1,412戸であり、257戸、15.4%の減少、主業農家数では58戸の減少、認定農業者では52経営体の減少となりました。高齢化、後継者不足によるなど、離農の影響と推定されます。

担い手のうち、認定新規就農者では10経営体、50%増加しました。新規就農者の掘り起こし活動や農業次世代人材投資事業の成果によるものと思われる。

今後も、地域における協議の場に参加するなど、担い手の把握、農地情報の提供に努める必要があります。

3. 新規参入の促進についてです。

新規参入者は、10経営体、3倍の増加となりました。

今後も、関係機関の連携により新規参入者の促進に努めるとともに、フォローアップ活動を実施する、とします。

以上、参考資料をもとに、検証・検討の内容を説明いたしました。

議案での説明に戻ります。

18ページをお開きください。

	遊休農地発生防止・解消です。 遊休農地の発生防止・解消では、非農地判断を進めることや農地パトロール、農業経営意向調査、農地中間管理機構との連携、農地利用調整活動により、2027年には、管内の農地面積は3,380ha、遊休農地169ha、その割合を5%とするといった目標に設定しております。 20ページをお開きください。 担い手への農地利用の集積・集約化についてです。 国の政策目標は、2018「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、担い手への農地利用集積率は80%とされております。 これに対し、黒石市では、果樹栽培が多いという地域の特徴を考慮して、2027年目標で集積率は70%としております。 集積率70%は、2018年に設定した目標値と同じ数値となっております。 21ページをお開きください。 担い手の育成・確保です。 農家数の減少傾向から、2027年で総農家数は1,310戸、主業農家数420戸を想定しております。 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた方法では、「人・農地プラン」の作成・見直しに協力しながら、農地中間管理機構や関係機関との連携により、農地の出し手、受け手のマッチングを進める、とします。 23ページをお開きください。 新規参入者の促進についてです。 関係機関との連携、農業委員等による新規参入者の掘り起こしにより、2027年の目標では、延べ25経営体の新規参入を見込んでおります。 以上、2018年から2021年までの3年間の実績を比較し、指針の検証、見直しを行い、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」として提案させていただきました。 この指針は、2027年を目標年度としているものであり、3年後にまた検証することになります。 この指針の策定により、当農業委員会の活動目標が具体化され、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用集積・集約化、担い手の育成確保、新規参入の促進といったことについて、数値目標が達成されるよう活動していくこととなります。 農業委員会の活動においては、この指針を定めることにより農地利用最適化交付金事業を活用することになります。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	遊休農地の解消を早めに進めるには、遊休農地の解消目標をもう少し高めに設定にした方がいいのではないのでしょうか。
福 士 係 長	遊休農地の解消では、例年、遊休農地の非農地判断を進めている農地面積の

		実績を考慮して、遊休農地の2～3割を非農地判断する目標としております。遊休農地から非農地判断することにおいては、周辺の営農に支障がないか、慎重に状況を判断しながら非農地判断を進めている状況です。従ってこのような目標設定とさせていただきます。
議 長		ほかに質問ございませんか。
委 員		「なし」の声
議 長		質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議 長		ご異議がありませんので、議案第35号は、原案のとおり決定いたします。これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和3年第8回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前9時32分 終了 黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名押印する。 令和3年8月16日 議 長 木立 康 行  議事録署名者 佐藤 陽 介  議事録署名者 佐藤 国 雄 